

(喪失及び契約の解除)

第17条 労供組合員は次に挙げる場合、その資格を喪失し、直ちに契約を解除・登録を抹消する。

1. 第9条に該当したとき
2. 死亡したとき
3. 契約解除を申し出て、承認を受けたとき
4. 事業運営規定に違背したとき

## 第5章 賃 金

(賃金と受領方法)

第18条 別途合意する労働者供給契約に基づき支給する。

第19条 供給により就労した組合員は、供給先より直接その賃金を銀行振込等にて受領する。

## 第6章 福利厚生

(福利厚生施設・サークル活動)

第20条 国際自動車健康保険組合「湯河原k m荘」を利用することができる。

第21条 組合主催のサークル活動に参加することができる。

## 第7章 附 則

(供給対象組合員の技術の向上)

第22条 供給対象組合員は、常に自らの技術の向上に努めると共

に、労供事業部が必要と判断した研修会には参加しなければならない。

(供給先の開拓)

第23条 労供組合員の就労機会の拡大を目指し、供給先開拓に努力する。

(規定の改定)

第24条 この規定の改定は執行委員会の議を経て行う。

第25条 この規定は平成17年4月1日より実施する。